

産業廃棄物処分業許可証

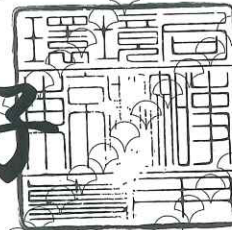
住所 東京都江戸川区篠崎町三丁目12番6号

氏名 三東運輸株式会社
代表取締役 田口 裕康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3年 6月 28日

許可の有効年月日 令和 8年 6月 27日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

(処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおりに)

破 砕： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

溶 融： 廃プラスチック類 (以上1種類)

圧 縮： 金属くず (以上1種類)

圧縮梱包： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上7種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおりに）

施設所在地

(1) 東京都江東区新木場四丁目5番4号

(2) 東京都江戸川区篠崎町五丁目6番8号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 6月 28日 新規許可

令和 3年 6月 28日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有



産廃エキスパート

認定番号: 5-19-C0079



2 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都江東区新木場四丁目5番4号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	4.16 (t/日)	6.40 (t/日)	平成25年9月25日	-----	-----
	紙くず	6.16 (t/日)				
	木くず	4.72 (t/日)				
	繊維くず	2.48 (t/日)				
	ゴムくず	4.88 (t/日)				
	金属くず	28.8 (t/日)				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30.8 (t/日)				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	27.000 (本/日)	-----	平成30年1月31日	-----	-----
溶 融	廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）	1.20 (t/日)	-----	平成25年9月25日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	68.7 (t/日)	79.2 (t/日)	平成25年12月25日	-----	-----
	紙くず	58.9 (t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	30.6 (t/日)				
	ゴムくず	102 (t/日)				
	金属くず	221 (t/日)				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
圧縮梱包	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）	4.00 (t/日)	-----	平成25年12月25日	-----	-----
圧縮梱包	廃プラスチック類	28.5 (t/日)	81.0 (t/日)	平成27年11月19日	-----	-----
	紙くず	25.6 (t/日)				
	木くず	-----				
	繊維くず	10.5 (t/日)				
	ゴムくず	42.4 (t/日)				
	金属くず	92.2 (t/日)				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
圧 縮	金属くず（スチール缶に限る。）	4.40 (t/日)	-----	平成25年12月25日	-----	-----
圧 縮	金属くず（アルミ缶に限る。）	1.92 (t/日)	-----	平成25年12月25日	-----	-----

(2) 施設所在地：東京都江戸川区篠崎町五丁目6番8号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
圧縮梱包	廃プラスチック類（廃ペットボトルに限る。）	4.00 (t/日)	-----	平成16年11月3日	-----	-----

(以下余白)

